令和8年度版 松江市こそだて手帳協働発行事業プロポーザル実施要領

## 1 目的

松江市こそだて手帳協働発行事業の実施にあたり、市民により使いやすく、分かりやすい冊子となるよう、事業者をプロポーザル方式により選定するもの。

### 2 業務の概要

(1) 事業名称 松江市こそだて手帳協働発行事業

(2)業務内容 別紙「松江市こそだて手帳協働発行事業仕様書」のとおり

(3) 協定期間 協定締結の翌日から令和9年5月31日まで

(4) 事業費 0円(事業者にて広告主を募集し、広告の掲載収入により経費 の財源を確保する。)

# 3 委託者選定方法 プロポーザル方式

#### 4 参加資格

- (1) 令和 6・7・8 年松江市入札参加資格(物品:【業種】企画製作:【種目】イベント 企画・運営)を有し、松江市内に本社を有する事業者又は市内に契約を委任した営 業所を有する事業者、又は市内に契約を委任しない営業所を有する事業者であるこ と。
- (2) 松江市による指名停止を受けていないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをした者にあっては再生計画の認可がされていない者、または会社更生法(平成14年 法律第154号)に基づく、更生手続き開始の申し立てを行った者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (6) 所得税又は法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている租税公課を滞納していないこと。
- (7) 広告募集、企画・編集、印刷製本、配布それぞれの業務について、他の事業者 へ再委託することができるが、業務実施体制報告書(様式5)にその旨を記載する こと。

5 プロポーザル実施スケジュール

(3) 質問に対する回答通知 令和7年9月5日(金)

(4)参加申込書の提出締切 令和7年9月11日(木) 17:00 必着(5)企画提案書等の提出締切 令和7年9月25日(木) 17:00 必着

#### 6 質問の受付及び回答

実施要領等について質問がある場合は、電子メールで次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 質問の受付
  - ①提出書類 質問書(様式2)
  - ②提出期限 令和7年9月3日(水) 17:00 必着
  - ③提出方法 電子メール
  - ④提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。
- (2) 質問に対する回答
  - ①回答日 令和7年9月5日(金)
  - ②回答方法 プロポーザル参加者全員に、電子メールアドレス宛に回答する。

# 7 プロポーザル参加申し込み

このプロポーザルへの参加については、(様式1)により申し込みを行うこと。 提出期限までに提出が無い場合は不参加とする。

なお、2 社以上の参加申し込みがあった場合、企画提案書等提出期間内でプレゼンテーションの場を設ける。

※プレゼンテーション日は令和7年10月3日(金)とし、時間や場所については別途 案内予定。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申込書 (様式1)
- (2) 提出期限 令和7年9月11日(木) 17:00 必着
- (3) 提出方法 持参又はFAX 又はメールに添付
- (4) 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

## 8 企画提案書等の提出

(1)提出書類

次に掲げる書類を提出してください。表に示している様式の内容を網羅している

ものに限り、任意の様式でも可とする。

提出書類は、A4 判(縦横問わず)または、A3 判(A4 サイズに折り畳む)で作成すること。

No.	提出書類	様式
1	企画提案書 (添付書類含む)	様式3
2	受託業務実績報告書	様式4
3	業務実施体制報告書	様式 5

- (2) 提出期限 令和7年9月25日(木)17:00必着
- (3) 提出方法 持参または電子メール。
- (4) 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

## 9 審查委員会

審査に当たり、市役所内に「松江市こそだて手帳協働発行事業 業務委託プロポーザル審査委員会」を設置し、委託事業者を選定する。

# 10 審查方法(書類審查)

- (1) 実施日 令和7年10月3日(金)
- (2)審查内容

参加事業者からの企画提案書等に関する書類審査を実施した後、審査項目に基づき審査する。得点は200点を満点とし、6割の120点を最低点とし、最低点に満たないものは落選とする。最高得点者(最優秀提案者)を第一優先交渉権者として特定する。なお、次点は第二優先交渉権者とする。

審查項目			審査基準	配点	
1	企画点	事業者の	業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じら	5 点	
		意欲、熱意	れるか。	満点	
2		仕様書の	仕様書に基づき、その目的、条件、内容を理	5 点	
2		理解度	解した適切な提案となっているか。	満点	
3		全体の構	レイアウトや配色が、視覚的に見やすい構成	10 点	計 50 点
		成、紙質	となっているか。また紙質は適したものか。	満点	満点
4		表現力・独 創性など の発想力	発想の独創性がみられるか。紙面の電子書籍 化など、幅広い活用が可能か。	10 点 満点	個点
5		作業工程 の妥当性	作業工程が具体的で妥当性を含め実現可能な スケジュールとなっているか。	5 点 満点	

6		実施体制の妥当性	広告募集、企画・編集、印刷製本、配布業務 それぞれの作業実施体制は妥当か。	10 点 満点	
7	実績	責 受託実績	同種又は類似業務の実績はどの程度あるか。	5 点 満点	

(1~5) 50 点満点×委員数 4 名=200 点満点

## (3)審査結果

審査結果は、令和7年10月10日(金)に審査参加事業者の電子メールアドレス 宛に通知する。

### 11 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2)提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3)提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

# 12 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3)審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (4)提出期限以降の参加意思確認書及び企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5)提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (6) 電子メール等の通信事故については、松江市はいかなる責任も負わない。

## 13 問い合わせ先

所 在 地 〒690-0045 島根県松江市乃白町 32-2 保健福祉総合センター1F

担当部署 松江市こども子育て部 こども家庭支援課

担 当 者 三島

TEL 0852-60-8155 (直通)

FAX 0852-60-8160

電子メール kosodatehoken@city.matsue.lg.jp